

公安委員会 説明資料No. 1	社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正案について	令和6年10月3日 刑事局
--------------------	---	------------------

1 概要

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第80号）による社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の改正規定の施行に向け、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）の一部改正を行うもの。

2 改正案の概要

振替法の改正により、特別法人出資（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券に表示されるべき権利）について、株式等と同様に振替制度（ペーパーレス化）の対象となることから、特別法人出資の発行者である法人による特別口座（権利者の有価証券を電子的に管理するための口座）の開設について、現行の株式等に係る特別口座の開設と同様に、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加し、取引時確認義務等の対象取引から除外する。

3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、金融庁において令和6年7月11日から令和6年8月10日までの間、意見公募手続を実施した結果、本改正案に対する意見はなかった。

4 今後の予定

施行：令和6年11月1日（金）